

過去の延長線上には未来の繁栄を求めない局面に逢着している。けだし発想の転換が叫ばれる所以であるが、内外の諸情勢をうけて企業ならびに企業人は率先して自己中心の考え方から脱皮し、社会的または世界的意味における公と私との両立、調和と共栄の具体的行動理念を打ち立て、これを実践に移すべきである。

経済協力に新しい秩序を

——自立と社会的公正の実現をうながすために——

(四七・一二・九 関西経済同友会)

関西経済同友会は今回東南アジア社会経済調査団を編成、東南アジア七カ国を歴訪し、各国の政府・財界の要人のみならず、対日批判のオピニオン・リーダーと見られる大学教授・言論人とも卒直な意見の交換を行なってきた。

日中国交回復、ベトナム和平間近かという新しい局面を迎え、流動化を続けるアジア全般の情勢の中で、今回訪問した東南アジアの国々では経済的にも政治的にも日本に対する期待は非常に大きいにも拘らず、国によって程度の差こそあれ、対日不信・対日批判の声が高まっている。基本的にはわが国との経済協力関係が必要であるとの認識にたちながら、なお起ったタイ国の学生を中心とする日本品不買運動がそのひとつの象徴的なできごとである。

このような情勢下で今後わが国が東南アジア各国との相互の発展・繁栄を図るためには、自立と相互利益の精神をベースとした相互理解が何よりも必要であり、そのためには単に貿易・投資・援助といった経済的

領域についての協力関係のみならず、それを取りまく社会的・文化的交流のあり方についても、十分な意思疎通・相互認識がなされるべきであることをあらためて痛感した。

今回調査した結果にもとづき、今後のわが国と東南アジア各国との経済的・社会的な広汎な協力と交流のあり方について、若干の見解を申し述べあわせて提言とする。

一、企業の国際的社会的責任の自覚

国内においても近年とみに問題とされている企業の社会的責任の遂行は、海外においてはそれ以上に重要であり、海外進出企業はその国における社会的責任を充分に自覚し、それを前提とした経営活動を行なうべきである。

タイ国における最近の日本品不買運動の直接のきっかけは、タイ国の対日貿易の極端なアン・バランス、日本商品の過度の氾濫にある。このこと自体は受入国の経済政策と密接に関連するものであり、日本側の一方的反省だけで解決する問題ではないが、このような運動の起った底流には、相手国の不備な経済政策、日本企業の進出ラッシュとその進出態度があると理解すべきである。

つまり、相手の国情と国民感情を考えない企業の短期的な効率追求第一主義の姿勢が、地元企業の圧迫、日本の経営の押しつけ、相手国の現状からみれば不必要なゼイタク品の氾濫などと受取られ、反日感情の表われとなったものであり、受入国内での社会的責任を自覚しない企業の進出態度に問題の根源がある。

このことはタイ国だけではなく、東南アジア各国においてある程度共通する問題である。

今後の企業は海外進出にあたり、受入国の経済政策と発展のスピードにマッチした進出と、相手国の社会秩序の維持・社会的公正の実現に適

合する経営を行なうべきであり、これは各企業の支店・営業所の態度に反省を求めるよりは、むしろ日本国内の「本社」の経営戦略の問題である。

とくに現地社会との友好的融和を図る鍵となる人的要素について、現地人企業家の育成および現地人の合併企業での幹部への登用については、進出当初に長期的訓練計画を持つこと、また、現地に派遣する人間の言語をはじめとする事前訓練などは、海外進出企業の義務であろう。これを具体的に実施するために、国際人養成のための幅広いレパートリーをもった充実した機関を官民合同で設立するのも一方法である。

二、相互理解を深める対話の促進

対日批判の根源は、単純な誤解にもとづくものも多い。相互理解こそ固い信頼関係を築く基礎であり、経済協力関係のみならず、社会的・文化的交流についても卒直な対話を可能にする「機会」づくり、「場」づくりをわが国がリーダーシップをとって推進する必要がある。

東南アジア各国が、自国の経済発展のためにわが国の経済援助・投資に大きな期待を持ちながら対日批判を高めているのは、対話不足による日本及び日本企業に対する誤解から生じている部分の大きいことも事実である。

発展途上国はその政治的・経済的基盤の弱さからくる不安ゆえに、とかくわが国の行動に誤解を生じやすい立場にあることを認識すべきであり、わが国の政策、わが国企業の行動・考え方については、われわれが必要と感ずる以上に相手国に理解させる努力が必要である。わが国はこういう目的の対話には過去いかにも努力不足であり、こちらから積極的に対話の機会を増やすための場づくりに乗出す必要があろう。また、今回調査の結果、この種誤解は時間と回数をかけて話し合えば、必ず相互理解に達することが可能であるとの確信も得られた。

日本政府および在外公館に、わが国の外交政策、援助・協力を含む経

済政策についての各国に対する計画的・意欲的なパブリシティの展開を望むとともに、民間ベースにおいても貿易・投資など経済領域についての問題はもちろんのこと、教育・文化・医療など広く社会的領域の問題についても、相互の発展のために何をなすべきかについて、平等な立場で卒直な意見交換を行なえる機会を増やすことが必要である。

その場合、政府間、経済人間、あるいは文化人間だけの話し合いではなく、経済人対文化人などのパラエティーに富んだ対話の「場」を持つのが相互理解を深めるために効果的である。

今回訪問中、インドネシア外資委員長より提案のあった日本、インドネシアの民間セクター同士の定期的会合の開催などは、全日本の経済界として具体的に推進すべきであり、インドネシアのみならず各国の民間セクター同士で、定期的に幅広いテーマについて意見交換のできる定形的チャネルづくりに着手すべきであろう。

また、外国人の日本理解を促進するために、特に学生を中心とした各国の若年層の交流を容易にするための民間企業の拠金をベースとした財団の設立を提唱したい。

三、自立のための経済援助構想の確立

自立精神・自助計画のないところにいかなる好条件の援助を与えても、それがその国の経済発展として結実することは期待できない。

援助のアンタイング化、借款条件の緩和など、わが国の政府開発援助条件を速かに国際水準にひき上げることが望むとともに、東南アジア各国の自立・自助とアジア全体の発展をうながすための総合的経済援助構想を早急に確立すべきである。

発展途上国に対する援助はわが国の国際的責務ではあるが、援助はあくまでも被援助国の自立・自助を促進するものであり、その結果長期的視野での世界経済の発展に結びつく形で相互利益をもたらすものでなければならぬ。

その持てる人的・物的資源の特性を活用して自力で開発を進めようとするビジョン、自助のための明確な国内経済政策をもっている国にこそ、積極的・優先的に資金援助を行なうべきであって、いたずらに他国の援助をあてにして、一挙に先進国の近代工業化の夢を追っている国に必要なのは、資金援助とともに政策立案のための頭脳援助であろう。

今日、わが国の経済援助に要求されているのは、いうまでもなく量の拡大とともにその質の向上であるが、質の向上とはアンタイング・低金利・長期などの借款条件の緩和は当然のこととして、さらに、その国の実情に合った自立を助けるためのキメ細かい国別援助計画の早急な樹立と実施であろう。

発展段階に差があり、それにつれて自立・自助計画にもかかなりの差がある東南アジア各国の現状からすれば、共同市場・地域経済同盟など、東南アジア地域協力構想が急速に成立する根拠と見通しは乏しく、わが国の援助を真に被援助国の発展に役立たせるために今なすべきことは、日本の個々の国に対する援助が東南アジアの他の国の自立と全体の発展にどのような影響を及ぼすかの総合的な配慮の上に立ち、さらに、わが国の産業構造・貿易構造の将来の変革をも見通した長期的な経済援助構想を早急に確立することである。

また、そのために発展途上国に対する経済援助・協力に関する総合的な企画・実施を行なえるよう政府の援助・協力行政の一元化が望ましい。

四、人的協力政策の強化

援助が被援助国の発展のために役立つか否かは、結局、それを運用する「人」にかかっている。

わが国の人的援助体制は欧米諸国に比べてまことに貧弱であり、わが国の援助を真に効果的なものにするために、援助量の拡大、質の向上とともに、人による知識・頭脳援助体制を併せて確立すべきである。

たとえ、合理的な援助計画にもとづき質的・量的に満足すべき援助を行なっても、その資金を活用するのは結局は「人」である。

東南アジア各国について国によって差はあるが、国内経済政策が必ずしも自立・自助につながっていない、もしくは地道な経済政策が確立されていない国も多く、資金援助と併行して政策立案のための頭脳援助が必要であろう。

援助が、被援助国のみせかけの経済発展でなく、その国の自立の促進と貧富の格差の是正など、社会的公正をもたらす実のある発展の方向に活用されるためには、これからの複雑な国際情勢の洞察の上に立ち、かつ、その国の実情に合った長期的経済政策が樹立されることが第一の条件である。政策の貧困が汚職をばびこらせ、また、その他の政治的・社会的不安をもたらす大きな原因のひとつである。

各国の中核的政策立案者にアドバイザーするスタッフの協力がこれら発展途上国の自立と経済発展を加速化する道であろうと思われる。

その点に関し、わが国の人的援助体制は欧米に比べて甚だ貧弱であり、極端に言えば、一部の奇特な人によって行なわれていると言っても言い過ぎではない。

人的援助体制の強化のためには、各国政府機関や国際機関の政策立案に参画できる人の育成がまず必要であり、政府出資の養成機関の設立が急がれるとともに、これらの人の地位の向上、待遇の改善、動機づけなど、官民が一体となったバック・アップ体制を確立しなければならぬ。また、同時に、発展途上国に対し資金援助と人的援助がスムーズに受入れられるよう、政府ベースでの意欲的外交姿勢も望まれるところである。

五、節度が必要なベトナム和平後の企業進出

ベトナム和平とその後のインドシナ復興については世界の目が注がれている。外国企業の投資を無条件にベトナムは熱望しており、またも日

本企業の進出ラッシュが予想される。

とかく批判の多い日本の経済協力・援助の姿勢の転換を世界に示すためにも、また「タイ」の二の舞を踏まないためにも、日本企業の南ベトナム進出は節度を持ったものにすべきである。

ベトナムと平和の実現はいずれにしても時間の問題である。和平実現後の経済建設に同国の政府関係者・経済人は非常な熱意を持ってその準備にとりかかっている。

その表われが最近制定された同国の「投資法」である。その内容は外資に対しては極めて有利なものであり、特に日本企業の投資に大きな期待を寄せており、その業種を問わず大歓迎の姿勢を示している。

今でこそ、同国のおかれた不安定な状況から日本企業の進出は微々たるものであるが、いったん和平が実現すると、同国の外資受入体制、投資環境、過去の日本企業の進出態度からみれば、日本企業の進出ラッシュが予想される。

ベトナムと平和の実現、その後のインドシナ経済復興には、政治的にも経済的にも世界の目が注がれている。ここで再び日本企業の進出ラッシュ、対日批判の高まりをもたらすようなことがあれば、対日批判は東南アジアのみならず世界にその波紋をひろげることになり、日本をますます国際的孤児に追いやる危険性が強い。

逆にインドシナ経済復興への協力は、これからの日本の対外協力・援助の姿勢の転換を世界に明らかにする絶好のチャンスであり、発展途上国に対する協力・援助のあり方、企業進出のあり方について、わが国がモデルケースをこのさい確立すべきであろう。

当面する土地問題の解決策について

(四七・一二・二五)

関西経済同友会土地問題特設委員会

関西経済同友会では、本年度事業の重点項目として、土地問題を取りあげ、年初来政策担当者や学識経験者を招いて検討研究を重ねる一方、九月末には、建設大臣を迎えて土地問題公開討論会を開催し、国民各層と意見交換を行なうなど、この問題の解決策を真剣に追求してきた。

しかし、これらの研究・討論を通じてあらためて認識されたことは、第一に、土地問題の解決策と考えられるものは殆んど出尽しており、問題はこれをいかに実施するかにあること、および福祉社会建設のためにはその実施にあたって強い利害の対立を克服すべき大局の見地からの英断が望まれること、そして第二に、土地対策としては、その解決すべき課題を①土地の有効利用の促進と、②地価高騰に基づく富と所得配分の不公平是正の二点に要約し、それぞれ焦点をしばった施策を早急強力に実施する必要があること、であった。

かかる認識のもと、当同友会は、当面する土地問題の解決策として、次の施策が実施されるよう、強く要望する。

一、基本的対策

(1) 土地利用計画の策定とそれに基づく用途規制

国土の乱開発を防ぎ秩序ある開発整備と保全を図るためには、可及的速やかに全国土にわたる詳細な土地利用計画を策定し、それに基づいて用途規制を行なう必要があるため、大局的見地からその策

定・実施を強力に推進すべきである。

(2) 公共用地および住宅用地の確保

福祉社会の建設を進めてゆくうえでは、社会資本の充実がその前提となるが、そのためには先ず公共用地および住宅用地の強力な確保策を講ずる必要がある。

そのため、収用制度の拡充強化、私権制限の強化、開発予定地等についての先買い権の制度的・資金的拡充強化など、所要の措置を実施すべきである。

(3) 土地有効利用の促進

土地利用計画に沿った国土の有効利用を図るため、税制等各種の奨励・誘導策を講ずるとともに、計画外利用に対する規制策を強化すべきである。

二、特定の区域での緊急施策

(1) 特定の開発区域における規制の強化と重点の開発整備

大都市近郊での大規模宅地開発適地や、新地方中核都市など総合的な整備開発を促進すべき地域については、その開発予定地を、例えば「優先市街化区域」または「優先開発整備区域」として指定し、この指定区域内での利用規制をよりきびしく行なうとともに、先行的・集中的公共投資と民間による交通網整備への助成策や、民間開発の誘導策等の実施により積極的な開発整備を推進すべきである。

(2) 市街化区域内農地の活用

大都市における土地問題解決の最大の鍵である市街化区域内農地の活用については、大胆強力な措置をとるべきである。

このため、市街化区域内農地については、所有者自らが賃貸住宅経営を行なうなど有効に活用できるよう、金融・税制面等の制度を拡充強化するほか、必要に応じ公共機関への強制信託の制度を設ける必要がある。

なお、総合的見地から市街化区域で空間緑地等として保全することが望ましい農地については、公共用地として買上げるべきである。

(3) 大都市における勤労者住宅の供給

土地問題の最大の焦点の一つは、大都市勤労者の住宅問題にあるが、東京・大阪などの大都市勤労者に対する住宅供給のあり方については、客観的諸条件をふまえ政策面で明確な方向づけを行なう必要がある。

この場合、とくに土地付一戸建住宅所有への指向の風潮や、いわゆる木賃アパートに代表される不良住宅の問題にもメスを入れ、大都市勤労者に一定の居住空間と居住環境を供与することを当面の政策課題とし、都市の公害防止・再開発による環境整備と高層化を図りまた民営貸家の建設を促進するなど、土地利用の観点からも最も効率的な住宅供給策を案出すべきである。

三、土地税制試案（友末試案）に対する見解

土地政策は、本来総合的に推進されるものでなければならない。従って土地対策としての税制がそのみで、土地問題ないし地価問題のすべてを解決しようとは考えられない。しかし税制がそのやり方によっては土地対策上有効な手段となりうることも認められるので、他の諸施策の実施にあわせて税制面でも所要の対策が講ぜられるべきである。

かかる基本認識のもと、現在税制調査会で検討中の土地税制試案については、次のとおり考える。

(イ) 土地保有税について

未利用地の定義・判定等課税技術上の難点はあるが、有効利用の促進をねらいとする土地対策の立場からは、未利用地に対する高率課税案（第一案）の推進が望ましい。

(ロ) 法人に対する土地譲渡税について

法人の土地投機を抑制し、また個人譲渡所得税との権衡を図るという立場から、本案の実施について原則的に賛意を表する。

しかし、良好な住宅地造成事業などの適用除外分の判定については幾多の問題が予想されるので、こんど、その具体的運営方法、他の判定基準の採用などについても十分検討がなされるよう望みたい。

(イ) 土地に係る固定資産税の適正化について

固定資産税本来のあり方にそうものとして、土地に係る固定資産税課税の適正化の実施は原則的にやむをえない。

ただし、その急激な引上げは企業経営や諸物価への影響が大きいと思われるので、若干の経過措置を設けるなどの配慮が望まれる。

(ニ) 市街化区域内農地の宅地並み課税について

土地対策の面からも、また負担の公平化の面からも、強力に推進すべきである。

新しい企業のあり方と

その実践をめざして(要旨)

—— 告発の時代からルールづくりの時代へ ——

(四八・一〇・二)

関西経済同友会企業経営委員会

社会の一員としての自覚と実践 (はじめに)

企業は本来の使命である経済活動に全力を傾注することにより、これまでのわが国の中心的課題であった経済成長と物的生活水準の向上に大きな役割を果たしてきた。

しかし、経済的豊かさが充足されるにともない、“福祉社会”についての意識は急激に多様化し、精神的満足をふくめた生活の質の向上への欲求が強まってきた。企業は経済発展に貢献することこそ本来の使命であるが、社会の企業に対する要請を敏感に受けとめ、企業はあくまでも社会の一員であるとの自覚の上に立って、企業経営にとり組まなければならない。

ただ、現在の企業行動は、必ずしも社会の新しい期待に充分こたえているとはいえない。社会との共存共栄のうえで少なからぬ摩擦を生じ、企業告発は相次いでいる。これに対し企業はひたすら受身の姿勢に甘んじて企業活動の社会的効果、あるいは企業存在価値を広く訴える努力を怠っている。このまま推移すれば企業不信はますます高まり、企業のもつ活力を圧殺する強い規制を生じ、豊かな社会を実現する基礎である自由経済体制すら危機に傾しかねない。

企業と社会とはもとと対立するものではなく、企業は社会を構成する一員であり、地域社会、消費者、従業員など企業をとりまく社会との協調なくしては存在しえない。企業自身が発展をはかるためには、流動的な社会の要請を的確に把握し、基本的使命である経済的責任を果たすとともに社会の発展、福祉の増進に貢献するいわゆる社会的責任をいままで以上に自覚し、遂行しなければならない。

とくにいま企業に求められているのは、その社会的責任を倫理的に自覚するにとどまらず、企業みずからが実現可能な行動計画として社会に明確に提示し、直ちに実践することである。

このような反省と認識のうえに立ち、自由経済体制を基盤とした福祉社会の実現のための新しい企業行動のあり方について、次のように提言する。

一、新しい企業行動のあり方

一、社会に迷惑をかけない企業行動